

# 令和3年第3回教育委員会臨時会議事録

令和3年8月20日

東久留米市教育委員会

令和3年第3回教育委員会臨時会

令和3年8月20日(金)午後2時05分開会

市役所6階602・601会議室

- 議題 第1 議案第23号 令和4年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
- 第2 議案第24号 令和4年度～6年度使用東久留米市立中学校用教科用図書の採択について
- 第3 教育長報告
- ①「市立学校施設の維持管理における安定的かつ効率的な業務執行に向けての委託化計画(案)」について
  - ②その他

※教育長報告の最後に「東久留米市立学校教職員の服務事故に係る措置について」の報告を行いましたが無公開であったため、本議事録の掲載はありません。

---

出席者(5人)

教 育 長	土 屋 健 治
委 員	宮 下 英 雄
(教育長職務代理者)	
委 員	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	馬 場 そわか

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	山 下 一 美
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

---

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 鳥 越 富 貴

---

傍聴者13人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午後2時05分)

- 土屋教育長 定刻より少し遅くなって申し訳ございません。これより令和3年第3回教育委員会臨時会を開会します。  
委員は全員出席ですので会議は成立しています。
- 

◎議事録署名委員の指名

- 土屋教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。
  - 尾関教育委員 はい。
- 

◎会議の進め方

- 土屋教育長 会議の進め方について説明をお願いします。
- 栗岡教育総務課長 教育長報告の最後に市立学校教職員の人事案件を予定しています。この報告は非公開で行い、教育部長、指導室長及び教育総務課長以外は退席させていただきますので、ご了承願います。
- 土屋教育長 委員の皆様にお諮りします。教育長報告の最後に市立学校教職員の人事案件の報告を非公開で行いたいとのことですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。なお、報告の資料は後ほど回収させていただきますので、ご了承願います。

これより公開の会議に入ります。

---

◎傍聴について

- 土屋教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
- 土屋教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

傍聴の皆様にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため傍聴席の間隔をできるだけ空けていること、窓と扉を開けて換気を行うなど行っていますが、マスクをしていただくなどの個々の対応もお取りいただきますようお願いいたします。また、資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。ただし、教科書採択の審議後に「学校施設の維持管理における安定的かつ効率的な業務執行に向けての委託化計画(案)」の教育長報告を行いますが、資料の配布はありませんのでご了承願います。また、教育長報告の最後に人事案件を予定していますが非公開となりますので、その際はご退席願います。

議案の審議後に10分間程度の休憩を取りますので、ご退席される方はその時間帯をご利用ください。

それでは、議事に入ります。

---

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 土屋教育長 日程第1、「議案第23号 令和4年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 山下教育部長 「議案第23号 令和4年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科

用図書の採択について」、本日令和3年8月20日、議案を提出するものです。提案理由ですが、令和4年度に東久留米市立小中学校特別支援学級が使用する教科用図書について採択する必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

- 椿田指導室長 東久留米市教科書用図書採択要綱第15条の2に、特別支援学級で使用する教科用図書の採択の記載があります。この規定に基づき、令和4年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択に係る事務手続を進めてまいりました。また、本年度から、文部科学省はこれまで作成してきた一般図書一覧の作成及び配布を行わないこととなりました。そのため、各学校においては一般図書について翌年度の出版予定の有無に関する調査や、一定数以上の需要数に関して確認した上で事務手続を進めてきたと聞いています。

委員の皆様には各校から申請のありました調査資料と見本本を用意しています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

それでは、特別支援学級使用教科用図書選定調査委員会の委員長から説明をしてもらいますがよろしいでしょうか。

- 土屋教育長 伊藤委員長におかれましては調査報告の取りまとめをしていただきありがとうございます。それでは調査の経緯等のご報告をお願いします。

- 伊藤委員長 教科用図書選定調査委員会の委員長を務めました、第七小学校校長の伊藤幸一です。よろしくお願ひします。

先ず、委員会の開催経過と協議の内容を説明します。去る5月18日（火曜日）及び7月13日（火曜日）に特別支援学級用教科用図書選定調査のための委員会を開催しました。

5月18日に行われる予定であった第1回特別支援学級用教科用図書選定調査委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために書面での開催となりました。特別支援学級設置小学校4校と中学校3校の計7校の校長の合意の下に私が委員長として選出され、その任を受けました。教育委員会事務局からの趣旨説明に即して、特別支援学級設置校別資料作成委員会に資料の作成を依頼することとしました。

7月13日に第2回特別支援学級用教科用図書選定調査委員会を開催しました。各学校が教科用図書として使用を希望する一般図書の調査資料について検討を行いました。その際、本選定調査委員会では東久留米市教科用図書採択要綱実施要領に則り、①内容、②構成・分量、③表記・表現、④その他という4観点に加え、次の視点を念頭に資料が適切かどうか調査いたしました。第一は、児童・生徒の一人一人の障害の程度が違うので、その実態に応じて最もふさわしい内容のものを選定すること。第二は、可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書であること。第三は、上学年で使用することとなる教科用図書との関連性を考慮すること。さらには、教科用として使用する上で適切な体裁の図書であること。例えば音声のみによる教材、ジグソーパズル型、切り絵工作型など、図書としての体裁をなしていないものは除いています。その結果、各学校から提出された資料は適切であると判断いたしました。

本日、各学校から申請が出ている「令和4年度使用特別支援学級用教科用図書一覧」及び選定調査委員会が適切であると判断した調査資料を配布しています。また若干の見本本も用意しています。ご参考にしていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

- 土屋教育長 ありがとうございます。これについてご質問はありますか。
- 馬場教育委員 質問というか、いつも毎回同じようなことを申し上げて申し訳ありませんが、とても大切なことなので繰り返し発言させていただきます。

今も説明が伊藤委員長からありましたように、特別支援学級に通う子どもたちはそれぞれ発達段階が大きく違っていて、障害の程度や情緒面も様々だと思います。一人ひとりの子どもたちにとってふさわしい教科書はもちろん大切ですが、選ぶのも大変だと思います。難しいということであっても、それぞれの子どもたちに合った教科書を選ばなければいけないので大切に選びたいと思います。選んだものを見た中でこれだけで対応できるのかなと思っていたのですが、それは副読本などでそれぞれの程度や障害に対して、各学校がきめ細かく対応していると思います。そのような観点から、内容については何を中心に丁寧に慎重に吟味をされているかを教えていただければと思います。

○伊藤委員長 各校では子どもたちの学習状況や経験を鑑みて、より効果のある本を使用することを考えています。そこで、各校における子どもたちの実態を踏まえることはもちろんですが、教科の特性も踏まえて、星の付いている検定本、いわゆる星本と一般図書を併用することを心がけています。

○土屋教育長 ほかにありますか。細田委員。

○細田教育委員 先ほどの指導室長からの説明の中で、今年度から文部科学省が「一般図書の一覧」の作成及び配布を行わなくなったことで、学校ごとに一般図書について翌年度の出版予定の有無や需要数などの確認を行ったとありました。学校ごとに確認を行ったことにより、採択した図書を来年度確実に使用できるということによろしいのでしょうか。

昨年度は特別支援学級で使用する教科用図書の採択を行った後、文部科学省から品切れを理由として供給ができないと連絡があり、改めて採択を行うといった経緯がありましたので、改めて確認したいと思います。

また、学校でも事務局でも確認しているとは思いますが、確認漏れにより、過去に使用したものを重複して使用することなどがないかなどの心配があります。この点はどのように対応していますか。

○伊藤委員長 一般図書については各学校が責任をもって翌年度の出版予定の有無や需要数などの確認を行ったので、供給されないということはありません。また、小・中学校間の連携を特別支援学級では重視しています。日常の児童・生徒への関わりなどについて、進学時にしっかりと学校間で情報共有もしています。そこで、一般図書の採択においても十分に情報交換を行っているため重複して使用することはありません。

○土屋教育長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、伊藤委員長への質問は以上とさせていただきます。これで質疑は終了します。ありがとうございました。暫時休憩します。

(伊藤校長 退室)

(休憩 午後2時19分)

(再開 午後2時20分)

○土屋教育長 再開します。

ここで採決の仕方についての確認をします。先ほど伊藤委員長から調査の経緯、一般図書選定の必要性等について報告していただきました。資料は学校ごとに整理されていますので、採決については1校ずつ行いたいと考えますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

「議案第23号 令和4年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について」の採決に入ります。

第三小学校の教科用図書、一覧にありますものでよろしいですか。

(委員挙手)

挙手全員です。

第七小学校の教科用図書、一覧にありますものでよろしいですか。

(委員挙手)

挙手全員です。

神宝小学校の教科用図書、一覧にありますものでよろしいですか。

(委員挙手)

挙手全員です。

南町小学校の教科用図書、一覧にありますものでよろしいですか。

(委員挙手)

挙手全員です。

東中学校の教科用図書、一覧にありますものでよろしいですか。

(委員挙手)

挙手全員です。

西中学校の教科用図書、一覧にありますものでよろしいですか。

(委員挙手)

挙手全員です。

中央中学校の教科用図書、一覧にありますものでよろしいですか。

(委員挙手)

挙手全員です。

以上、各校にわたって各委員のご賛同を得ましたので、議案第23号は可決することに決定しました。

---

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 土屋教育長 日程第2、「議案第24号 令和4年度～6年度使用東久留米市立中学校用教科用図書の採択について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 山下教育部長 「議案第24号 令和4年度～6年度使用東久留米市立中学校用教科用図書の採択について」、本日令和3年8月20日、議案を提出するものです。提案理由は、令和3年度に行った東久留米市立中学校が使用する社会科（歴史的分野）の教科用図書について、文部科学省の通知を受け、改めて採択する必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。
- 樺田指導室長 東久留米市教科用図書採択要綱の規定に基づき、東久留米市立中学校で使用する教科書採択に係る事務手続を進めてまいりました。お手元の資料について説明します。  
委員の皆様には教科用図書採択要綱のほか、選定調査報告書、学校の意見をまとめたもの、市民の意見の写し、教科用図書の見本を用意しています。  
はじめに、選定調査報告書について説明します。中学校社会科（歴史的分野）の教科用図書について、昨年度に教科用図書採択を行った際には検定審査不合格の決定を受けていた発行者が再申請をし、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることになりました。文部科学省からの通知を受け、東京都教育委員会は教育長からの通知として、令和3年4月28日付3教指管第168号における「教科書採択における公正確保の徹底及び令和4年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」にて、中学校使用教科書の採択について

次のように述べています。

令和3年度においては無償措置法第14条の規定に基づき無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採用することとなるが、自由社の「新しい歴史教科書」について、検定審査不合格の決定の通知に係わる年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。採択替えを行う場合には無償措置法の規定の趣旨に則り教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要である。

そこで本市ではこの東京都教育委員会の通知に基づき、自由社の「新しい歴史教科書」が文部科学大臣の検定を経たことから、令和4年度から6年度まで使用する東久留米市立中学校用教科用図書 社会科（歴史的分野）について採択手続を行うこととし、「教科書選定調査委員会」並びに「教科別資料作成委員会」を設置しました。お手元の選定調査報告書は、「教科書選定調査委員会」が作成した資料です。選定調査委員会による報告書の内容については、後ほど選定調査委員長から説明いただく予定です。

次に、市民の意見、学校の意見を取りまとめたものについてです。

教科用図書の展示会につきましては中央図書館が新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言による休館措置を取っていたため、本庁舎において6月14日（月曜日）から7月2日（金曜日）まで、土日を除いて15日間行いました。市民の皆様からは41件の意見をいただくことができました。学校に対しても同じ期間に二つの中学校を会場として教科用図書の展示を行い、小中学校の教員から意見をいただいています。

なお、昨年度行った令和3年度～6年度使用東久留米市立中学校用教科用図書の採択では、本市中学校社会科（歴史的分野）の教科用図書においては、今回の自由社を除く7社において調査を行いました。その結果、昨年度は東京書籍の「新しい社会歴史」が採択されたことを最後に申し添えます。以上です。

○土屋教育長 事務局への質問はありますか。

本日は、中学校社会科（歴史的分野）の採択となります。初めに選定調査委員長に資料のご説明をいただき、教育委員の皆様からの質疑の後に採択ということで進めてまいります。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、出張委員長、席の移動をお願いします。

（選定調査委員長、委員長席に着く）

○出張委員長 選定調査委員長を仰せつかった出張吉訓と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○土屋教育長 報告書作成の説明をお願いします。初めに今回の選定調査の日程や留意された点、検討の観点などについてお話をいただきたいと思います。

○出張委員長 去る6月18日（金曜日）及び7月28日（水曜日）に、教科用図書選定調査のための委員会を開催したところです。なお、第1回については新型コロナウイルス感染症拡大の対策として、書面による開催となったことを申し添えたいと思います。

6月18日の委員会では「教科別資料作成委員会」に資料作成を依頼しました。7月28日の委員会では、資料作成委員会から、作成していただきました資料について報告を受けま

してその内容が適切かについて検討したところです。昨年度に教科用図書の採択を行った自由社を除く7社の資料については教科用図書の内容に変更がないことから、資料の内容について昨年度との違いを確認したところ、資料の内容に変更がないことも確認したところです。

報告資料については東久留米市教科用図書採択要綱実施要領に則り、調査研究の4観点、すなわち各教科書の「1 内容のおさえ方」「2 構成・分量」「3 表現」「4 使用上の便宜」の4点を踏まえ調査選定委員会で調査し、文章表記等に改めて考慮しながら本選定調査委員会報告書を作成しました。

- 土屋教育長 ありがとうございます。選定調査委員会で特に話題の中心になったことなどがあればお聞かせいただきたいと思います。
- 出張委員長 教科書は教育活動の中心的な教材となりますので、子どもたちの教育に重要な役割を担っていると思います。どの教科書を使って授業が行われると子どもたちにとって学習の内容がより分かり、学習したことの定着がより図られるだろうかという視点をもって話し合いを行いました。実際に子どもたちに指導する場面を想定し、授業の流れが示されていて学習しやすいかといった話も上げられました。そして、教科書に示されたとおりの学習活動を進めることができるのかを検討しました。このように、選定調査委員会も東久留米市の子どもたちのためにという思いで活発に意見交換をし、今回の報告書にまとめさせていただいたところです。
- 土屋教育長 教科書の大きさについても社会科の（歴史的分野）だけでも3種類あるようですが、そういう大きさなどについてのご意見などはありましたか。
- 出張委員長 見本本を見ていただいていると思いますが、A B版、A B変型版、A 4版など会社によって大きさが異なる教科書があることや、写真やイラストに関しまして多用されていることなども見まして話題となりました。しかし、最終的には子どもたちの学力向上につながる教科書が最もよいと考えること、それから形状だけで判断できるものではなくて、全体の内容のバランスが大事なのではないかといった流れであったと思います。
- 土屋教育長 そうですね。私たちも東久留米市の子どもたちの学力向上のためにという視点で採択に臨みたいと思います。それでは資料の説明をお願いします。
- 出張委員長 お手元にあります「教科用図書選定調査委員会報告書」をご覧ください。1ページをお開きください。東京書籍から簡単に説明をさせていただければと思います。  
この教科書は「見方・考え方」「歴史にアクセス」などで学習内容の補充・深化を促すようにされていて、子どもの興味、関心を引き出す内容が適切であると考えています。構成も「基礎基本のまとめ」や「まとめの活動」を全ての単元に設けるなど、一貫性のある内容になっていました。表現も基礎的・基本的な内容がしっかり学習できるような紙面構成が統一されてつくられているものです。「読み取る」「まとめる」などの項目がありますので、子どもたちがそれを生かして自分自身で学習していく、そういう面でもいい教科書になっていました。

5ページをお開きください。教育出版です。

この教科書は「学習を始めよう」「歴史を探ろう」などで学習内容の補充・深化を促しており、これについても興味、関心を引き出す内容であったと考えます。構成も「確認」「表現」「学習のまとめと表現」が全ての単元に統一的につくられていました。学習の導入、課題の設定と追求、まとめという流れで構成されており、記述が一貫されていると思われます。各ページのタイトル上部に年表があり、学習の流れが常に確認できるような構成になっていました。なお、若干探求が少なめですので技能的要素が取り入れられていたのかなという感

じがしています。

続いて帝国書院です。

この教科書は各単元に「タイムトラベル」を設けて異なる時代同士を比較して内容が押さえられるようにしており、こういう面では子どもの興味、関心を引き出す内容ではないかと思えます。構成も「問い」「説明」「振り返り」といった課題解決的な学習ができるような構成配分になっていました。表現については写真資料等の図版が大きく、地図も詳細で理解しやすい状況になっています。また、ページの右端に「年表インデックス」により時系列を確認しながら学習できるよう教科書構成となっています。各章や節ごとに適切な問いが記述されており、その時代のイメージを持たせられるような工夫がされていました。資料が大きく、取り扱いやすいというところが特徴ではないかと思えます。

4ページをお開きください。山川出版社です。

この教科書は高校の教科書で有名ですが、内容が高校への接続を意識した高度な内容があり、発達段階に対する配慮が必要であると考えます。また、分量についても情報量がとても多く、指導する際にしにくいのではないかということが感じられました。表現も文章が詳細に記載されていますので、学習内容の多い単元では教員の指導方法等を工夫する必要があるだろうという意見も出ていました。単元ごとに学習のまとめができるようになっている点については配慮されていると思いましたが、非常に詳細で詳しい教科書ではないかと思えます。

また、中学生向けのキャラクターの使用などもあまりされていない状況ですので、そういうところも興味や関心という点ではどうかという意見も出ていました。

続いて、日本文教出版です。

この教科書は挿絵や人物が吹き出しで質問や説明をするようになっており、親しみやすい工夫がされていまして、流れも「見方・考え方」「深めよう」「確認」などで学習内容の捉え方が分かりやすく、子どもたちが興味や関心を持てる内容ではないかと思えます。単元ごとに課題が明確であり、「学習の整理と活用」が全ての単元に設けられるような工夫がされていました。表現の面でも「時代・世紀のスケール」により、常に学習する時代の前後を確認できるよう紙面構成が統一されていました。学習の上では「読み取る」「まとめる」などの項目があり、家庭学習の自学自習の上でも便利な教科書になっているのではないかと考えています。

続いて、今回の選定に加わった自由社です。

この教科書は基礎的・基本的な内容以外にやや高度な内容が触れられていまして、発達段階に対する配慮が必要ではないかと思われます。「もっと知りたいコラム」「歴史のことば」などで子どもに興味、関心を広げる内容が設けられていました。構成では単元ごとに「予告」「まとめ」を設けられ、時代の変遷を系統的に分かりやすく学べるようになっていきます。本文の詳細が分かりにくい記述が単元にあるため、教員が指導方法を工夫していかなければいけない面がありました。各編に、生徒が単元を通して考えられるようなページや章をつくっているところがありました。

続いて、育鵬社です。7ページをご覧ください。

この教科書は「歴史ビュー」「ズームイン」等のページを設け、興味・関心を広げていく内容が設けられています。構成では時代区分に分けられていまして、時代の変遷を系統的に分かりやすく学習できるようにされていました。表現も基本的・基礎的な内容がしっかり学習できるよう紙面構成が統一されています。また、世界史に関するページを単元ごとに設けるなどの工夫がされていました。また、「歴史絵巻」のコーナーを設け、歴史の大きな流れ

を見通せるようになっていきます。単元の導入に学習の問題提起となる発問なども入れられていました。

続いて、8ページ、最後に学び舎です。

この教科書は各ページに生徒の思考や作業に関する欄が設けられていないのです。そういう面で発達段階に対する配慮が必要であると考えます。構成では紹介のページやまとめのページがありまして、学習活動がスムーズに進むようにされていました。表現では本文記載がかなり詳細な部分があり、学習内容の多い単元では重要なポイントがどこなのか、子どもに気づきにくい構成になっていました。全体の構成を見通せるように配慮する工夫が必要なのではないかと思います。年表や単元の内容を見渡せる工夫が少ないところがありました。

歴史的分野における「社会的な見方・考え方」とは、「社会的事象の歴史的な見方・考え方」のことです。この点を東久留米市の子どもたちの実態を踏まえまして、選定調査委員会では総合的には現行で使っている「東京書籍」または「教育出版」が使用に適切なのではないかという方向で話が進みました。説明は以上です。

- 土屋教育長 ありがとうございます。ご質問やご意見等ありますか。
- 尾関教育委員 今のご説明で、いずれの教科書についても課題を探究する活動を通して、よりよい社会を築くための指導を目指しているのであろうということが分かりました。学習指導要領では主体的・対話的に深く学ばせていくということが大事だということです。課題をしっかりと捉えるように学習内容の見方・考え方が促されている教科書を選ぶことが大切だということだと思いましたが、それでよろしいでしょうか。
- 出張委員長 ご質問ありがとうございます。委員から言われましたように今回の学習指導要領の改訂の趣旨にあります。主体的・対話的で深い学びをしていく、そういう話し合いなどの活動をしていく上でも、単元ごとの目標が明確になっていまして、しっかりと課題設定が行われていることが重要ではないかと考えています。課題設定だけでなく目標及び目標の達成を特に明確に記述しているのは、見た中では「東京書籍」および「日本文教出版」です。この辺はしっかり押さえた内容になっていたと思います。
- 土屋教育長 ありがとうございます。ほかにありますか。
- 尾関教育委員 続けて伺います。昨年度と同じことを伺って申し訳ないのですが、歴史における社会的な見方・考え方の育成のためにはただ年号を暗記するということでは意味がないと思います。課題や何を学ぶかということを確認している教科書を選ぶことで、社会的な見方・考え方の育成が達成されると思いますので、そういう観点から選びたいと思います。
- 土屋教育長 ほかによろしいですか。
- 宮下教育委員 主体的に学習する態度はどの教科にとっても重要なことだと思います。そして、特に社会科や歴史的分野においては歴史を主体的に考えることがとても重要なことではないかと考えています。現在の社会は、過去から学び、過去の積み重ねの中で作り上げられてきており、私たちはどの瞬間を捉えても歴史の通過点において生活しています。学んだことを未来に生かすことができる子どもの育成は、歴史に対する主体的な態度や対話を通して行うことができるものと考えています。そのような学習を実現できる教科書を慎重に選んでいきたいと考えています。
- 土屋教育長 ほかによろしいでしょうか。それでは、採択に入らせていただきます。
- 栗岡教育総務課長 教育長と教育委員4人の方々に投票用紙をお配りします。教科書会社名が記載されていますので、その上の欄に1社のみ「○」を付けていただき、投票箱に入れて

いただくようお願いします。

投票箱の中が空であることの確認をお願いします。

(箱の中身を見せる)

投票していただき、回収された投票用紙はその場で開票し、結果を発表します。

では、投票をお願いします。

(回収・開票)

結果を申し上げます。東京書籍5票です。以上です。

○土屋教育長 以上によりまして、歴史的分野については東京書籍となりました。

出張選定調査委員長、ご説明ありがとうございました。

(出張選定調査委員長退席)

以上をもちまして、「議案第24号 令和4年度～6年度使用 東久留米市立中学校用教科用図書の採択について」を終了します。

ここで10分間の休憩をとります。再開は15時00分とします。よろしくをお願いします。

(休憩 午後2時49分)

(再開 午後3時00分)

---

#### ◎教育長報告

○土屋教育長 休憩を閉じて再開します。

尾関委員は所用のため退席されました。

日程第3、教育長報告に入ります。①「市立学校施設の維持管理における安定的かつ効率的な業務執行に向けての委託化計画(案)」についての説明をお願いします。

○栗岡教育総務課長 計画案の概要について説明します。

1番の「計画の目的」です。現在市内に19校ある学校施設の安定的・効率的な維持管理のため、学校用務の任用・配置事務及び小規模修繕の発注を一体化して委託していくものです。2番の「委託の効果」です。高齢化やけが、病気等により配置が困難になっている状況の解消、民間業者の専門的なノウハウや機動性を活用した清掃レベルの統一性の確保による常駐2人体制から1人体制への転換、さらに任用に係る経費や任用事務に係る職員の業務量の削減などが図られることが挙げられます。また、小規模修繕を併せて委託することにより、小規模な修繕については速やかに対応が図られるようになるほか、修繕担当者の業務量が削減され、今後は老朽化に伴う大規模、中規模改修工事にも携われるようになるなど、業務体制の改善が効果として見込まれます。3番の「委託実施年度・実施予定校数」です。令和4年度に19校中、約半数の9校を予定しており、令和5年度は、4年度の検証を行った上で、令和6年度に全校実施を予定しています。4番の「市立学校施設の維持管理に係る現状と課題」についてです。現在、市立小・中学校には校長、副校長、教員をはじめ都費負担職員と、そのほかに市費負担職員である市 事務、学校用務、給食関係職員、児童介助、交通擁護、スクールサポートスタッフ等が配置されています。このうち学校用務員は各校2人ずつ38人を配置しており、4月1日現在、70歳以上が19人、65歳から69歳が13人、60歳から64歳が2人、60歳未満が4人という年齢構成となっています。

業務内容は校舎内におけるごみの回収や玄関の掃除、トイレ清掃、校舎外においては校庭の掃き掃除や草刈り、低木の枝の剪定のほか、プール清掃、また、運動会や学校公開をはじめとする学校行事の際の設営や物品移動及び受付などを行っています。

2ページになります。これら全ての業務において体を使うことが必須ですが、高齢化が進

み、病気やけがにより数週間から数か月の休暇をとるケースが増えてきており、この場合は近隣の学校から応援を派遣して対応していますが応援職員も高齢であることから、体力的にも厳しく、派遣が難しくなっている現状があります。また、令和2年度からは、それまでの臨時職員から会計年度任用職員制度へ移行したことにより期末手当の支給率が上がり相対的経費が上がっていること、任用を担当している職員の事務負担も大きくなっていることなども委託を検討する要因となっています。学校施設の修繕についてです。学校用務が担っている簡易な修繕以外は学校から修繕申請を出してもらい担当者が事業者が発注していますが、年間約400件あまりの修繕工事を実施しています。申請書では場所や状態が不明瞭な場合には担当者や事業者が現場を見て修繕方法を定める必要もあるため、申請から修繕実施まで時間を要するケースもしばしばあります。また、施設整備プログラムにある中規模・大規模改修工事が今後増えていく予定であり、改修工事までに学校や工事担当部署との連絡調整や補助金に係る事務も増加していくことから、小規模修繕に要する事務量を減らして、係全体の機動性を確保していく必要があります。ついては、「市立学校の施設維持管理における安定的かつ効率的な業務執行」のためには、学校用務の直接任用が困難な状況の解消並びに小規模修繕による維持管理業務の効率化及び速やかな小規模修繕の実施という観点から、学校用務業務の委託により、安定的な施設の維持管理が期待できます。また、学校用務に係る会計年度任用職員報酬等、任用担当事務職員の人件費の削減及び施設管理系の業務の効率化も同時に行うことができ、さらに、学校長及び副校長も人事管理業務の負担が軽減されます。

なお、4ページからは参考資料として、令和2年度以降の学校施設の維持管理に係る経費見込みの表を示しています。令和4年度と5年度については直営と委託との併存期間となりますので任用や修繕に係る事務が残ることから人件費を含めて経費が高くなりますが、6年度の全校実施になると委託による費用的な効果が出てくると見込んでいます。最後に、近隣の状況として、既に全部委託をしている2市のほか、直接任用と委託を組み合わせている市がありますが、会計年度任用職員のみで構成している市は本市のみとなっています。

今後この計画案をもとに関係部署及び関係機関と調整協議を進め、10月の定例会で案を取った最終的な計画を報告します。説明は以上です。

○土屋教育長 説明が終わりました。ご質問等ありますか。

○馬場教育委員 安定的で効率的な業務執行に向けてということですが、年齢が高くても学校用務の仕事は皆さん同じことをしなければなりませんね。既に高齢ですからこれまでの仕事がつくってきていると思います。草刈りやプール清掃などこの夏はすごく暑かったので大変だと思いますが、実際、学校に行ってみて、残念ながら草刈りなどが行き届いていない状況を見るのが多々あって、委託とは別に、私も指摘したいと思うことが幾つかあります。もちろん学校用務だけの仕事ではないこともあるでしょうし、実際に仕事内容がつくって本当に大変だとは思っています。

一方、年齢だけに関わらないことですし個人差もあると思いますが、業務内容をこなすのがちょっとおっくうになってきた方や力量の差もあるのか、外注が増えているという話は私も耳にしたことがあります。簡単に修繕できるところを小規模修繕で発注した例ですが、ドアブーつの修理に5万円かかってしまったとか例を聞くことがあります。

今回の委託化の計画を立てる前に工夫してきたことはありますか。

○栗岡教育総務課長 現在、任用している学校用務員からもこれまで意見を聞いてきましたが、仕事内容自体がきついというよりは、70歳以上になってきますと週5日間の勤務がきついという意見を多くいただいていた。この部分の改善がまずは必要であると考え、この計

画の立案以前の令和3年度からは70歳以上には週4日または3日のいずれかを、70歳未満の方についても働き方改革の観点からご自身で週5日、週4日、または週3日を選択してもらったところ、70歳未満の方であっても週4日を選択した方が数人いらっしゃいます。

このように勤務日数の調整を図ることで委託前にできるだけ現在の任用においても持続可能な含みをつくってきましたが、全体的に高齢化が進み、いよいよ困難になってきたということです。

○馬場教育委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋教育長 ほかにありますか。

○細田教育委員 2点伺います。計画書の最後にトイレ清掃のことが触れられていますが、学校用務の業務になっているのは本市だけだとは驚きました。この部分はどうなりますか。また委託になると配置人数が減ると思いますので、校長や副校長はトイレ清掃が一番気になるのではないかと思います。

もう1点は、令和4年度に約半数の9校で委託し、令和5年度の検証を経て令和6年度から全校委託という計画ですが、令和4年度の委託校は決まっているのでしょうか。

○栗岡教育総務課長 1点目のトイレ清掃に関する部分です。かつては本市でもトイレ清掃は委託をしていましたが、平成20年度以降から学校用務側の申し出により委託から学校用務の業務として切り替えた経緯があります。委託していた期間においてもトイレトペーパーの補充や臨時の清掃、緊急的な清掃が発生した場合は学校用務の業務として行ってきた経過があります。トイレ清掃を切り離して委託する考え方もありますが、本市ではこれまでの経過を踏まえ経費を抑える目的もあり、委託する学校用務業務の中に含めていきたいと考えています。

また、委託になった場合はその常駐職員がトイレ清掃を行うという形ではなく、トイレ清掃班といったチーム的な形で各学校を回ることも可能になりますので、そういった形で常駐配置職員の応援ができるようなことも委託のメリットの一つと考えています。

次に、令和4年度に予定している9校については現在は検討中です。先ずクラス数の少ない小規模校を先に候補として実施していきたいと考えていますが、10月の定例会ではその部分も加えて報告をしたいと考えています。

○土屋教育長 ほかにありますか。

○宮下教育委員 学校用務の委託についてはヒトに関する部分の委託ならば事例はよくあることだと思えますが、それに加えて本市は小規模修繕業務と併せて委託するという計画ですね。これは珍しいことですか。近隣市の状況等も併せてお答えいただければと思っています。

もう1点伺います。事務局から事務説明を受けた時に私は学校用務の服務規程を見ました。業務は概ね施設の維持管理に関することですが、最後に「学校長の、その他、当該校長が命ずる学校の運営管理上の作業に関すること」とありますね。学校によっては多少なりとも異なるかと思いますが具体的にはどのような作業を想定しているのか伺います。

○栗岡教育総務課長 近隣市の状況ですが、学校用務業務を完全な直営で行っているのは本市だけと伺っています。他市の場合ですと民間やシルバー人材センターに単独で委託をしたり、また学校によって直営の学校と委託をする学校とを分けて実施している自治体もあります。仮に人材派遣というヒトだけの部分を委託しますと現在の直営で実施している経費よりも相当割高になるため、近隣市でもいわゆる配置する職員と修繕業務等を組み合わせて委託している自治体があります。したがって、本市の計画内容も他の自治体で実施されているような形で、諸修繕と用務業務を組み合わせた形で実施していきたいと考えています。

2点目についてです。「学校長の、その他、当該校長が命じる学校の運営管理上の作業に関する事」の管理運営の定義についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱い、その他とあります。施設や整備に係る修理、修繕、また教育課程における運動会や学芸会などの学校行事に係わる準備や設営などの作業と捉えていただければよろしいかと思います。

○宮下教育委員 ありがとうございます。

○土屋教育長 これより非公開の会議に入ります。

傍聴の方と関係職員以外は退席をお願いします。

(関係職員以外及び傍聴者 退席)

---

※令和3年第3回臨時会は非公開の会議後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和3年10月20日

教育長 土屋健治（自書）

署名委員 尾関謙一郎（自書）